

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和3年5月12日(水) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1番	青木敬博君	2番	長沢正君
3番	四宮和彦君	4番	宮崎雅薫君
5番	大川勝弘君	6番	重岡秀子君

○出席議員 5名

議長	佐山正君	副議長	中島弘道君
議員	仲田佳正君	議員	杉本憲也君
〃	佐藤周君		

○オブザーバー 4名

議員	田久保真紀君	議員	鈴木絢子君
〃	浅田良弘君	〃	石島茂雄君

○出席議会事務局職員 5名

局長	富士一成	局長補佐	森田洋一
係長	鈴木綾子	主事	福王雅士
主事	野田昌伸		

○会議に付した事件

- 1 伊東市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 2 伊東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 3 その他

○会議の経過概要

○委員長(宮崎雅薫君)開会する。

○委員長(宮崎雅薫君)日程第1、伊東市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とする。

本議題については、さきの三月定例会の本委員会において、協議をいたしたところ、閉会中に継続して協議をすることとなったため、本日、改めて委員会を招集の上、協議を行うものである。

それではまず、これまでの経過の概要について、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）資料1 ページから3 ページをご参照願う。今回の伊東市議会会議規則の一部改正については、さきの3月定例会での最終日の運営に関する代表者会議及び議会運営委員会において、議長提案としてご協議をお願いしたところであるが、全会派一致に至らず、継続して協議を進めていくという結論となっており、本日、改めてご協議をお願いするものである。

ここで、3月の協議以降のこれまでの経過をご報告する。前回の議運での協議を踏まえ、3月19日付にて、清和会から「伊東市議会会議規則改正についての問題の提起」ということで、議長に9項目の問題提起がされた。

内容としては、今回の改正における産前産後の欠席期間を、産前8週間、産後8週間とする提案に対し、労働基準法及び伊東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例との整合性を踏まえる中で、議員報酬の在り方、産前の休暇期間を8週間とした根拠、また、これら長期間に及び欠席期間を設けることに鑑み、通年議会の在り方などの問題提起がされ、これに対する回答と併せ意見交換をする中で、改正の趣旨に対し一定程度のご理解をいただき、改正案に賛同の意向をいただいたところである。

前回の本委員会では、他の会派においては、議長提案の改正案に賛同をいただいたと理解しており、全会一致が見込めるに至ったことから、今回改めて改正案を提案するものである。

改正の内容については、資料2 ページ及び3 ページの新旧対照表のとおり、前回説明したが、会議の欠席の届出を規定した第2条第1項条文中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に、委員会の欠席の届出を規定した第91条第1項及び第2項においても第2条と同様の文言の改正を行う。

また、請願者の記載事項を規定した、第138条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を紹介する議員」を「前2項の請願を紹介する議員」に、「記名押印」を「記名押印を」に改め、同項を第3項とし、第2項として、「請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。」を加える。施行については、附則において、公布の日からとする。

なお、本日の協議により、各会派の賛同が得られた場合、6月定例会に発議案として提出し、

議決をお願いする。

以上で説明を終わる。よろしくご協議いただくようお願いする。

- 委員長（宮崎雅薫君）暫時休憩する。

午前10時 4分休憩

午前10時 4分再開

- 委員長（宮崎雅薫君）休憩前に引き続き、会議を開く。

それでは、改めて各会派及び会派に所属していない議員から、順次、意見等を伺う。

- 1番（青木敬博君）賛成である。
- 2番（長沢 正君）賛成である。
- 3番（四宮和彦君）事前の問題提起のこともあったので、そのとおりに今後の対応をするということを条件に賛成をする。
- 4番（大川勝弘君）賛成する。
- 5番（重岡秀子君）賛成する。
- オブザーバー（田久保真紀君）賛成する。
- オブザーバー（鈴木絢子君）賛成する。
- オブザーバー（浅田良弘君）賛成である。
- オブザーバー（石島茂雄君）賛成である。
- 委員長（宮崎雅薫君）ただいま伺ったところ、改正案について、各会派及び会派に所属していない議員全員からの賛同が得られたところである。したがって、伊東市議会会議規則の一部を改正する規則については、説明のとおり決定することとしたいと思う。

これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

以上で日程第1、伊東市議会会議規則の一部を改正する規則についてを終了する。

- 委員長（宮崎雅薫君）日程第2、伊東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とする。事務局長から説明いたさせる。
- 事務局長（富士一成君）伊東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例について説明する。こちらの条例改正についても、さきの3月9日開催の代表者会議において説明したが、その時には、6月定例会での改正に向け進めていく旨の説明をさせていただいたところであり、今回、改正案文等が整ったことから提案させていただくものである。

本条例は、平成26年3月に、市議会の会議等を長期間欠席した場合の議員報酬条例の支給に関する特例を定めたもので、会議等に90日間を超え欠席した場合の報酬の減額を規定したものである。

今回、先ほどご協議いただいた、改正された会議規則が施行されると、産前産後の欠席期間が最大112日間となり、本条例により、報酬の減額が適用されてしまうことから、会議規則の改正の趣旨である多様な人材の議会参画の拡充との整合性を図る意味から、会議規則にうたう産前産後の欠席期間の場合は本条例からの適用除外とする改正を行うものである。

それでは、改正案に基づき説明するので、資料5ページの新旧対照表をご覧願う。適用除外を規定した第5条において、第2号として、「議員の妊娠または出産。ただし、伊東市議会会議規則（昭和50年伊東市議会規則第1号）第2条第2項又は第91条第2項に規定する期間の範囲内であつて、かつ、市議会の会議等に出席しないことについて当該議員から議長に対し届出がなされている場合に限る。」を加え、これまでの第2号を第3号とし、条文中の「前号」を「前2号」に改める。施行については、附則において、公布の日からとする。

なお、本案については、本日初めてお示しさせていただいたので、一旦会派に持ち帰っていただき、意見等がない場合は会議規則と同様に6月定例会へ発議案として提出、議決をお願いする。また、意見等がある場合は、来週21日の金曜日を目途に事務局のほうへ連絡いただければと思う。

以上で説明を終わる。よろしくご協議いただくようお願いする。

- 委員長**（宮崎雅薫君）伊東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、質疑、意見を伺うが、事務局長からも説明があったとおり、初めて提案させていただく議案であるので、各会派の調整状況については改めて意見をいただくとし、この提案議案についての質疑、意見にとどめていただきたいと思いますと思う。

発言を許す。

- 3番**（四宮和彦君）第5条の追加規定の部分であるが、ほとんどあり得ないとは思いますが、「当該議員から議長に対し提出」となっているが、何らかの事情で、当該議員が提出できない事態というのが起こり得る気がするが、その辺は大丈夫なのか。例えば委任して、誰かが持つてくるとかが可能なのかどうか。

- 委員長**（宮崎雅薫君）暫時休憩する。

午前10時10分休憩

午前10時16分再開

- 委員長**（宮崎雅薫君）休憩前に引き続き、会議を開く。

ほかに質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

伊東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例については、説明のとおり決定したいと思う。

これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

本条例改正案については、ご意見等があれば、5月21日の金曜日までに事務局へ提出願う。

以上で日程第2、伊東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを終了する。

-
- 委員長（宮崎雅薫君）日程第3、その他を議題とする。

事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

- 3番（四宮和彦君）後ほど話があるのかもしれないが、大綱質疑の申合せに関してだが、ずっと保留のままになっていると思うが、これは今後、再度話し合われるのか。

- 委員長（宮崎雅薫君）大綱質疑の関係については、我が会派が提案したが、全会一致にならなかったもので、この協議は一度終了とし、また問題提起があれば再度ということである。一旦は終わりということで認識している。

- 6番（重岡秀子君）明日のコロナの特別委員会は、提言への回答ということだが……。

- 委員長（宮崎雅薫君）暫時休憩する。

午前10時18分休憩

午前10時21分再開

- 委員長（宮崎雅薫君）休憩前に引き続き、会議を開く。

ほかに、質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で日程第3、その他を終了する。

-
- 委員長（宮崎雅薫君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和3年5月12日（水）午前10時21分（会議時間12分）

以上の記録を認める。

令和3年5月12日

委員長 宮 崎 雅 薫